

「ジラード事件」追考④ —判決と反応—

山本 英政

一 はじめに

論告求刑がはじまって一時間半になろうとしていた。一万五千字に及ぶ求刑文の朗読で杉本次席検事は被告に對する「情状」についてこう述べた。

「日本人の弾拾いが不法に演習場へ立ち入ったためにこの事件が起きた……被告の犯行は偶然の累積によるものである」

ジラードの犯行に一定の理解を示した杉本ではあったが、「しかし」と言葉を継いだ。

「……イタズラにしても被告が日本人弾拾いの人格を尊重していなかったこと、事件直後犯跡をかくそうとしたこと、遺族に對する言動などからも真に改悛していると認められぬこと、などから被告の犯行は重い」

一九五七年八月二六日の初公判から二ヶ月余が経過し——一回目となったこの日、傍聴していた人たちの心の琴線に触れる瞬間があった。

「おびき寄せられて射殺された坂井なかは、死の寸前までこんな無惨な状態にいたろうとは知るよしもなく、幼い多くの子どもを残して空しく消えて行った彼女に一掬の涙を注がずにはおられない」

群馬の地元紙、上毛新聞はそれまで毎回、公判を傍聴してきた坂井なかさんの次女、佳代子のこのときの心境を紹介している。

「求刑がいいのか悪いのかわかりませんが、論告を聞いてジラードは殺人をおかしたんだとあらためて思った。情状のとき検事さんが……いたいけな幼児を残して死んだ被害者が母であったことを思うと涙を禁じえないって言ったとき、うれしさと悲しさで法廷にいられませんでした」^二

昭和三二年一〇月三十一日、検察はジラードに対し、傷害致死の罪で五年を求刑した。^三

この章で、わたしは裁判の詳細を記すことはしない。なぜなら、判決は日米間の「できるだけ重くない刑」で済ませるとの密約の影響を受けていたからである。^四

では、こうした筋書きのある裁判について本編でなにを論ずるかについては、つぎのように答えたい。米軍の占領以降、米兵による犯罪の被害にただただ「堪忍」を強いられてきた日本人にとって、米兵ジラードが日本の裁きの場に立つことはそれまでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のチャンスだった。その意味でこの裁判が日本で開かれたことは裏取り引きの事情を知らない当時の人びとにとってまさに光明であり、それ故にそれはまた、人心を欺いたこととして重大な問題であったのだ。

この事件を調べてきて起訴に関して思うことだが、「傷害致死罪」でジラードの犯行を問うたこの裁判はその点では妥当だったと思う。法律が専門でないわたしには検察が論告で求めた五年の量刑の適否や懲役三年に四年の執行猶予がついた判決の妥当性は分からないのだが。

本稿でわたしは、被害者となった坂井なかさんの最期の瞬間がどのようなことだったのかを示したい。それについては、ジラードと共に監視の任務につき坂井なかさんの死亡時に現場にいたニクル三等特技兵の証言を提示

する。米軍という組織に属し、同僚の起こした事件を間近で目撃したニクルはともすれば被害者側に偏る日本人弾拾いの証人たちとは一線を画す立場にあり、その証言は裁判のなかでもっとも注目を集めた。ニクルはジラーズの射撃行為と公務との関係性を、さらにはジラーズの人間像を語っている。本編の後半では、関係者へのインタビューで確認された事件に関する新たな真相と、事件および判決に対する日本の世論の反応を記して、結びとする。

二 公判はじまる



前橋地裁付近の旅館で原稿作りに忙しい
ユカタ姿の外国人記者たち
(読売新聞、昭和三年八月二五日、朝刊)

初公判の日が近づくと前橋には大勢の報道関係者たちが押し寄せた。手帳にエンピツを滑らせて取材する新聞記者たちのほかに録音・録画の機器を引き回すラジオ、テレビのクルーたち、さらに装備においては特段に大きな機材で映像を撮るニュース映画のスタッフたちの動き回る姿が人目を引いた。こうした多様な報道陣のなかでもひと際、目立ったのは百人を超えるアメリカをはじめとする海外メディア関係の、図抜けて大きな男たちの存在だった。この米兵裁判は当事国であるアメリカはもとより、駐留米軍兵士の刑事裁判権について共通の問題を抱えるNATO諸国やアジアの国々からも大きな関心が寄せられた^五。

裁判所周辺の商店などは仮の仕事場を求めるこうした外国人たちによって、高値で借り上げられた。店内の商品は急ぎよ、片付けられ、

空いたスペースに机が設えられると、開け放たれた玄関戸の向こうからは聞き慣れないタイプライターの忙しない音が通りに響いた。市内の旅館も海外からの珍客でうまった。見たこともないハンディトーカーを使って路上で話す外国人たちの姿はこの裁判が並外れて異例な出来事なのだという印象を強くさせた^六。

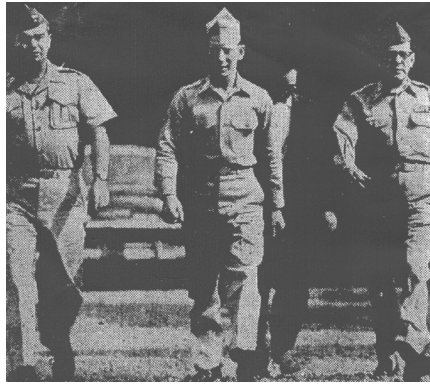
初公判の日の前夜、裁判所の周りに人の列がつくられた。一般人に割り当てられた三五の傍聴席を求めて集まった人の群れは社会党系の労組関係の人たちやアルバイトで雇われた学生たちなどで、その数は抽選がはじまる翌朝には三六〇人ほどに増えていた。午前一〇時の開廷直前になると、二千円の高値で当たり券を売るタフ屋まで現れたという^七。

上空には何機ものヘリコプターが大きなプロペラ音を轟かせながら飛び交った。高揚感が否が応にも増すなか、今度は遠くからオートバイのエンジン音が近づいて来た。それが爆音となって周辺に響き渡ると、白バイと警察車両に先導された米軍の車列が前橋地方裁判所前の通りに現れ、そのまま裁判所の門を通り抜けて敷地内に入って行った。Military Policeと書かれた白と茶の大きなセダン車からはジラードが米軍関係者二名に付き添われながら出てき、三人は中庭を横切つて建物の中に消えていった。開廷一時間前の午前九時ちょうどだった^八。



(アサヒグラフ、昭和三年九月八日、四頁)

報道陣や群衆の人垣をぬってジラードを乗せた車は正門に入る。米軍の要請で武装警官や地裁警備員など六十人が警戒に当たった



法廷に入るジラード
④からキール在日米軍連絡將校、
ジラード被告、弁護人レビン少佐
(上毛新聞、昭和三年八月二六日、朝刊)

多くの日本人が待ち望んだ米兵を裁く公判の幕が切つて落とされようとしていた。一九五七年八月二六日のことだった。

ジラードの弁護人を務めたのはのちに日弁連の会長となる林逸郎である。戦前の血盟団事件や五・一五事件の弁護を担当した林は戦後の東京裁判では日本人弁護団のスポークスマンとなり、また後年、右翼の大物となるA級戦犯、橋本欣五郎の主任弁護士を務めた人物である。ジラードを弁護する経緯を林は、日本人を交通事故死させたジラードの友人、ギリ―三等特技兵を執行猶予にした関係からとしていた。その林はこの裁判に特別な意義を見出していた。それは日本の裁判を「イヌ、ネコ裁判」と愚弄したアメリカにその近代性を示し一矢報いることである。彼を主任とする三人の弁護団のなかに三文字正平という人物がいた。七人のA級戦犯の遺骨の一部をGHQの監視の目を盗んで回収し、一九五二年のサンフランシスコ講和条約の締結に合わせて、「殉国七士の墓」を林逸郎とともに建立したのだという^九。

三名の裁判官の長となった河内雄三は戦時中、民間の判事としてインドネシアで勤務した。東京に家族を残し前橋では単身生活。彼のところには激励と共に嚴罰をつよく望む手紙が寄せられた。そうした郵便物のなかには、「オレを懲役一〇ヶ月にしたんだから、ジラードをオレより軽くすると承知しねえぞ」の脅迫文も混じっていたという。この裁判がはじまる前、河内は、「事件として別に難しいことはない」と忌憚のない感想を述べていた。お天気で気むずかしい性格と評された河内は後年、法廷での行き過ぎた言動から弾劾にあっている。

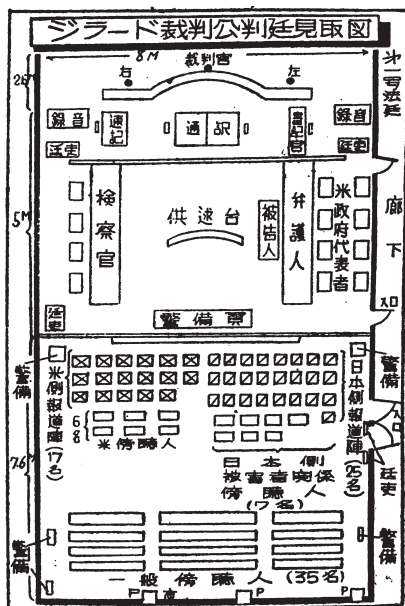
検察官の身元についてはあまり資料がない。三人の担当検事のひとりである小縄快郎は事件の捜査の早い段階から群馬県警と行動を共にした。アメリカの新聞に小縄のことが少し載っている。歳は三五才で野球好き。前号で紹介した前橋の「ウォルター・マッケンジー事件」を担当し、その名を知られたと紹介された。毎日新聞が一九九四年に「ジラード事件」を特集したとき、小縄はインタビューで、「執行猶予付きの判決は軽すぎる」との世間の評価について問われると、「どこに出しても恥ずかしくない裁判を終えた」と答えていた。そして裁判権と引き替えに日本が減刑を約束したとの疑惑については、

「全く考えられないこと」

と言つて、きっぱりと否定した。^二

国の内外から、それまでにはないほどに注目を集めたこの裁判では、公判の進行に支障があつてはならないと過剰とも思われる配慮がなされ、高額な備品が購入された。たとえばテープレコーダーである。当時、大卒の初任給が約一万円のととき、その価格は二〇万円を超えたという。録音に使うテープの代金が一本、二千元で、五〇本、仕入れたそうさだ。わずか三八坪の夏場の法廷に百人近い人たちが入ることから、一台二万数千円もした扇風機が三台、天井に吊るされた。そのほか、手動の活写版では間に合わないだろうと電動印刷機が用意され、日本語訳と英語訳の通訳が各二名ずつ、そして法廷内外の要所には十分すぎる数の警備員が配備された。昭和三二年一月一九日の判決の日まで都合二三回の公判と三回の実地検証を重ねることとなる「ジラード裁判」には、総額でおよそ五〇〇万円もの費用がかかったといふ。^三

初日の公判は前橋地方裁判所の第一法廷で午前一〇時を少し過ぎて開始された。黒い法衣を着た三名の裁判官



(上毛新聞、昭和三二年八月二三日、朝刊)

被告人の罪状認否とつづき、弁護人の答弁へとすすんでいった。^{二三}

起訴状の朗読で小繩検事は、ジラードが葉キヨウを投げ弾拾いたちを誘き寄せたうえで発砲しなかさんを死亡させた行為は公務外の犯行であり、傷害致死罪に当たると訴えた。これに対してジラードはつぎのように反論した。

「起訴事実は正しくない。まず私は葉キヨウをまいたり、人をおびき寄せたりしていない。誰かを撃つつもりなどなかった。私はただ自分の任務で機関銃の警備をしており脅かすつもりで頭上に向けて撃つただけだ。ひとを傷つけるつもりはなかった」^{三四}

弁護人、林はジラードの発砲を公務による行為であると主張した。上官の命令で被告人ジラードは演習場に侵入していた日本人弾拾いたちを銃の大きな発射音で威嚇し、立ち退かせるつもりだった、と。しかし、その銃撃は予期に反して被害者を死亡させる結果となったとして、不測の過失であると主張した。そう述べた林は唐突にも、当裁判の無効を訴えたのである。ジラードの事件が公務中のことであり、アメリカ側は裁判権を執行しないとしたが放棄まではしていないことから、本裁判は成立しないと強弁した。^{一五}

林と検事とのあいだでこの点に関して激論が交わされ、裁判長、河内は公判審理の過程でこの件を判断するとして議論を預かり、裁判の継続を告げた。^{一六}

こうして初日の公判が終わった。茹だるような暑さの法廷からつぎつぎと傍聴人たちが出てくるなか、AP通信とUP通信の外国人記者たちが駆け寄った人物は在郷軍人会 (American Legion) から派遣されたアルビン・M・オーズリー (Alvin M. Owsley) だった。裁判について感想を求められたオーズリーは、

「法廷に威厳がある。裁判長も一般傍聴人の態度も秩序正しい」と述べ、好印象を語った。^{一七}

アメリカで最大の退役軍人の組織である在郷軍人会は海外で起こる米兵の事件については、アメリカの専横的な裁判権を主張しており、ジラードを日本の司法には渡さないとして大統領アイゼンハワーにまで、圧力をかけた団体だった。弁護士出身で同軍人会の創生期の中心メンバーであるオーズリーは、フランクリン・ルーズベルト政権下でルーマニアやアイルランド、デンマークで駐在大使を務めた経験をもっていた。

被告人ジラードの立会人として同会の依頼で来日したオーズリーは、裁判前にジラードと面会している。そのときの印象を、「……非常に好感がもてた……話すときは青い目でまっすぐに鋭く見つめる……非常に礼儀正し

い」と親愛の情を込めて称えていた。^{一八}そして日本の裁判については、「刑事事件において、わずか三人の裁判官が証拠を判断するような裁判でいたい被告が陪審員制度と同じように公正な裁きを受けられるのか見極めてみたい」と不信感を露にし、^{一九}「…ジラードは一人ではない。アメリカと共にある。ジラードのみが裁きを受けるのではない。日本の裁判も裁きを受けるのだ。陪審員のいない法廷で日本の三人の判事の責任は重い」と、アメリカで低級と見なされている日本の司法制度をつよく牽制し、米兵からアメリカの裁判を受ける権利を剥奪する日米行政協定を憲法違反と批判していた。^{二〇}

ところが、初公判を傍聴したオーズリーは別人であるかのように日本の裁判を褒め上げた。弁護士が公訴棄却を主張したことに触れ、

「裁判権問題をこの法廷で扱うべきとの弁護士林の主張は実にすばらしいものだった。どの国の裁判と比較しても有能ですばらしかった」

そして、

「アメリカより被告人に自由が与えられている」

と、最上級の称賛を送った。^{二一}

ニクル三等特技兵



(上毛新聞、昭和三年九月五日、朝刊)

ジラードの立会人には在日米軍の将官や法務担当官のほかにもアメリカ上院から派遣された司法委員会首席顧問のチャールズ・スレイマン (Charles Slayman) がいて、彼も公判の印象を「公平、厳粛」と称えた。^{二二}

二回目の公判は九月六日に開かれた。前夜から台風の影響で雨が降ったこともあって、前回に比べ傍聴を希望する人の数は減ったが、それでも一六九人が



佐少レピン 被告ジラードから風景検証地実
一人おいて河内裁判長（麥ワラ帽）杉本次席検事
（上毛新聞、昭和三年九月二五日、朝刊）

列をつくつた。^{三三}翌七日、そして八日の両日には実地検証が予定されていたが、悪天候のために両日ともに中止となつた。天気は回復せず延期がつづいて九月二四日になつて漸く関係者たちは事件現場の物見塚に集合した。^{三四}この日、注目を集めたのはジラードと共に機関銃類の監視を命じられたビクター・ニクルの証言だつた。

ジラードには不利となるニクル証言の一部は、本国アメリカの最高裁の公聴会ですでに公表されて^{三五}いた。当初、群馬県警の事情聴取でニクルは上官メイホン同様に事件については「知らない」と言つて協力を拒んだ。彼はまた事件直後、同僚のジラードを庇つて銃撃の距離を長く見せるために機関銃を被害者から何メートルか後方へ移動しても^{三六}いた。そのニクルが「真実」を語るようになった理由をこう述べている。

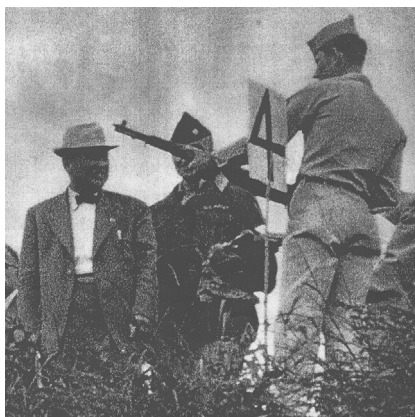
「もしも私が（事件を）目撃したと言つたら、彼をがっかりさせるだらうと思つたので嘘をついた。キャンプ・ドルー（大泉基地）に行くと捜査官にいろゝるなアドバイスを受けた。で、真実を言うことに決めた。他の理由は、私が見張りをしていたなどとその捜査官にジラードが言つたからである。^{三七}」

自分を共犯者であるかのように供述したジラードに疑念をもつたニクルは、この同僚の犯行を正直に明かす決心をしたという。彼はまた、アメリカ本国でジラードがヒーローに祭り上げられる様子を聞くに及んで、

「…ジラードが事件を起こした行為に反して英雄化されたことは正義でない^{三八}」
と、同僚への不快感をもつたのである。

九月二四日の現場検証で事件時の様子を尋ねられたニクルは、男（小野関英治）に向け一発目を撃つたジラー

ライフルを構えるジラード



(アサヒグラフ、昭和三年一月一日、二八頁)

ドは、つぎになかさんを追って約一七メートルの距離から二発目を撃った。その様子はまるで冗談のようだった、と語った。ジラードの射撃姿勢を聞かれて、「肩に銃を当てた立ち姿」と答えると、回りにいた人びとから動揺の声がもれた。狙って撃つことを想像させるその射撃姿勢の証言は、弁護側が主張する偶発的な過失を真っ向から否定する内容だった。さらにニクルは事件が休憩中の出来事だったと言って、公務との関係を否定した。ただし、この

公務か否かについて彼はのちの証言で、「機関銃を見て休憩しろと言われた」

と、半ば休みながら日本人を見張るよう命じられたと言っている。

ジラードの射撃時の様子については異なる証言がほかの目撃者たちから寄せられ、ニクルの証言もそうしたもののひとつとして扱われた。

林弁護人はジラードに不利な証言をするニクルについて、同僚のジラードが事件によって本国アメリカで英雄のように扱われる様子にジェラシーをもったとして、その信憑性を否定した。



ニクル(○印)は検事の尋問、弁護人の反対尋問、裁判長の補充尋問にすらすら答えジラード(X印)をハラハラさせた

(アサヒグラフ、昭和三年一月一日、二九頁)

一〇月五日に開かれた第六回公判に出廷したニクルは事件の細部を問われ答えている。機関銃類の見張りの任務では近くで休憩をとる日本人たちの動向に不安はなく、彼らを威嚇する必要はなかったと当時をふり返り、ジラードによる発砲の正当性を否定した。被害者の坂井なかさんが撃たれ死亡したときの被告人の様子を尋ねられると、ジラードは青ざめた顔をして狼狽し、ニクルに向かって、

「銃の発射音はなかった、葉キョウはまかなかった」

と、事件との関わりを否定する供述に協力を求めた。そうかと思えば、

「銃撃は腰だめだった」

と、みずからの射撃が狙い撃ちではないとする偽証を依頼してきたという。^{三四}事件直後の、こうした言動の矛盾と支離滅裂さはパニックに陥ったジラードの様子を却ってリアルに映し出すもので、現場の状況にいつそうの現実味を与える。

検察側のもう一人の重要証人でジラードから銃撃を受けた小野関英治は、坂井なかさんが撃たれたときの様子について、ジラードは立った姿勢で銃を深く抱え込み約八メートルの至近距離から銃撃したと証言した。^{三五}因みにジラード自身は銃撃については銃を腰に構え二五・七メートルから撃つたと主張したが、彼の示した位置からは被害者への銃撃は無理と判明した。^{三六}

それまでの証言から明らかになったことのひとつは、葉キョウを弾拾いたちに撒いたのはニクルひとりの行爲だったことである。裁判前の報道や米国防総省主席法律顧問のデチャートが提出した刑事裁判権分科会の資料などで、ジラードも葉キョウを撒いて日本人を近くに誘いそして発砲したと報じられ、また日本の捜査でも日米間の刑事裁判権分科会でも葉キョウをジラードが撒いたと広く信じられていた。それゆえ、公務とはいっさい無関係な殺人行爲としてこの事件のイメージがで上がった経緯がある。公判での証言からはジラードが葉キョウを

撒いたとの証言はなく、それはニクルひとりの行為であったことが確認された。因みに薬キヨウを撒いた動機をニクルは弾拾いがそれを拾う様子が面白かったからと言っている^{三七}。

こうした供述とは別に、新たな事実が論議となった。事件当日、現場である物見塚から二〇〇メートルほど離れ演習ルート上にあつた天神山という丘で、三人の弾拾いが身辺にジラードから薬キヨウの射撃を受けたというのだ^{三八}。周りにいる同僚兵士たちが空砲を撃ち鳴らして訓練するなか、ジラードは日本人たちに向け薬キヨウを発射していたという。

天神山で発砲された三人のなかに金井という男がいた。彼は知り合いの榎原が起こる少し前の物見塚で、ジラードらしい兵士に追いかけられ足を取られて地面に転げて逃げ惑う様を目撃した。そのとき周辺にいた他の米兵たちは大笑していた^{三九}。

弾拾いという非現実的な空間である種、日本人と米兵の、無言のうちに申し合わされた「馴れ合い」のような関係があつたことを窺わせ興味深い。お人好しで同僚たちから笑いを取ることに無上のよろこびと自らの存在を感じるようなところのあるジラードが、つい調子に乗って「馴れ合い」の申し合わせの領域を大きく踏み外し、日本人を相手に危険な遊戯を繰り広げた結果が今回の事件となつた可能性を想つてみた。

三 事件と判決とその評価

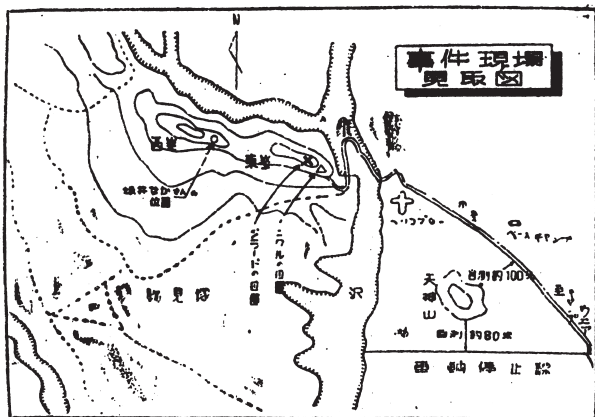
以上のことを勘案し、判決文で記された殺害の状況を検察と弁護側のそれぞれの主張を交えて坂井なかさんの最期を綴つてみたい。

事件の日の一月三〇日午前八時半ごろ、第八騎兵連隊の第二大隊に所属するF中隊の兵士三〇余名は相馬ヶ原演習場集まり、ライフル銃と軽機関銃を使って実弾を撃ちながら御岳山から天神山をへて終着地点の物見塚を目標した。相馬ヶ原には弾拾いの立ち入りを処罰する法はなく、この日は六〇、七〇人の日本人たちが実弾を撃つ兵士たちに付いて回り、銃器から飛び散る真ちゅう製の薬キョウなどを拾っていた。ある者は機関銃のそばに

群がり、またある者は敵兵線の前へ出るなどしたため、危険と判断した中隊長は演習を実包から空包へと切り替えたのである。

昼食を済ませた中隊では午後一二時半すぎ兵士たちを攻守の二班に分け、メイホン少尉が指揮する小隊は御岳山から進行し、守備班が陣取る物見塚を目標した。この小隊にいたジラードは途中の天神山で三名の弾拾いたちの身邊に向けて空薬キョウを発砲したようである。この日の演習でジラードは自分の銃が故障したため副分隊長からグリネード・ランチャー付きのライフル銃を貸し与えられていた。本来ならば上官はこうした場合、グリネード・ランチャーを取りはずして渡さねばならなかったのだが。

メイホン小隊が物見塚に到着して、攻守の交替が行われた。今度は守備側となって物見塚に残ったメイホン班は、攻撃側が御岳山から攻めてくるまでの時間を小休止に当てた。物見塚は小さな北の斜面に比べ、南側は広く開けている。ただ山自体が小さいため南斜面でも裾野から頂上までは精々四〇、五〇メートル足らずである。東



(上毛新聞、昭和二年九月二三日、朝刊)

西に頂があつて、西の頂から東に下る稜線は一〇メートルの高低差で伸びている。

事件当時、この東西の峰をむすぶ尾根のほぼ中央に軽機関銃が一挺、据えてあつた。近くには兵士たちが脱いだフィールド・ジャケットが地面に乱雑に放置されていた。東峰の東斜面にはメイホンの兵士らが思い思いの格好で体を休めていた。たまたまそばにいたジラードとニクルはメイホンに機関銃と装備品を監視しよう命じられた。河内の判決文によれば、

「休憩を兼ねながら右軽機関銃の警備の任についた」

とあり、任務に服しつつも半ば他の兵士たち同様に休息をとつたのである。

日本人弾拾ひたちは米兵たちのいる東峰を避けるように一定の距離を置いて銘々に散らばり、こちらでも休憩していた。上官からの命令を受けたニクルとジラードは機関銃の近くへ移動し、大砲の着弾でできたフォックス・ホールと呼ばれる窪地の中で身体を休めた。

間もなくしてニクルは近くに落ちていた葉キヨウを拾い集めると、南側の斜面に放りはじめた。周辺にいた弾拾ひたちはそれに鋭く反応して投げられた葉キヨウを拾った。弾拾ひたちが近寄り拾う様子が面白くて、ニクルは何回も葉キヨウを投げたという。するとジラードがニクルに向かって自分の近くにも葉キヨウを撒くよう告げた。

そうして投げられた葉キヨウに反応したのが西峰にいた小野関英治と機関銃の北側にいた坂井なかさんだつた。目のあつた兩名に向かってジラードは、

「パパさん、ママさん、ダイジョウブ」

と呼びかけた。

ふたりが近づくとジラードは、なかさんに向かって、

「ママさん、タクサン、ブラス、ステイ（ステイとはブロークンな表現でへ〜があるVの意味である）」

と言つて窪地の中へと誘つた。小野関も窪地に入ろうと走つたがなかさんの方が先に穴の中に飛び込んだ。するとジラードは突然、銃撃の準備をして小野関の方に銃口を向けた。その様子を視野に捉えた小野関は慌ててもといた西峰に向かって逃げた。二〇メートルほど走つたときジラードの撃つた弾は足元すれすれに着弾し、小野関はそのまま走り去つたのである。それからジラードは、窪地の中にいるなかさんに向かって、

[Get out of here]

と怒鳴り近づいて行つた。恐ろしさからなかさんは窪地から這い出て、北西の方向に逃げようとした。ジラードの発砲した薬キョウはおよそ一〇メートル先のなかさんの背中に命中したのである。^{四〇}

ある新聞は傷害致死罪の判決では実刑三年が平均であると報じた。^{四一}多くの日本人は一〇月三十一日に検察の求めた五年の実刑を強く望んだはずである。一月五日、弁護側は最終弁論を行つた。林が初公判で主張した公訴棄却は認められるはずもなく、弁護の力点は公務中の過失とする無罪の主張に置かれた。林は被告人ジラードが弾拾いたちを誘き寄せることはしておらず、機関銃類を監視する命令に従つて、不法に侵入した弾拾いたちに威嚇目的で撃つた薬キョウが誤つて被害者を死亡させた^{四二}と弁論した。

判決について、法律の専門家たちはおおよそ、つぎのような予測をたてていた。

*誘き寄せて撃つたとの検察の主張が認められれば、五年もしくは四年の懲役

*弁護側の主張する威嚇射撃を認めた場合、三年か二年の懲役

*弾拾いたちの不法侵入を重くみれば、三年以下の懲役に執行猶がつく

どの予想も傷害致死罪を前提としていた。公判で語られた証言と実地検証の結果を総合すれば、弁護側が主張

した過失致死を支持する見解はなかった。^{四三}

ジラードの裁判が終審を迎えるおよそ八ヶ月前、仙台市の地方裁判所で興味深い判決があった。脱走した米兵と街娼が起こした一連の事件で、日本の裁判所がはじめて米兵に対し死刑判決を下したのである。しかも検察が求刑した無期懲役を退けての異例の判断だった。ジラードに求刑された五年の実刑を上回る懲役刑を期待した日本人もいたかも知れない。^{四四}

一月一九日、一三回目の公判となる判決の日、傍聴しようと思込んだ人の数は五九人だったそうだ。初公判のお祭り騒ぎのような異常な熱気は冷め、どちらかと言えば中だるみの否めない一連の裁判となった。

被告席のジラードに裁判長の河内は起立を求めた。立ち上がったジラードの膝は小刻みに震えた。着席を促されたジラードは相変わらず落ちつかない様子で時折、空咳などして間をもたせた。^{四五}河内はこの日の判決では正文をあとに回し、ジラードの略歴を読みはじめ、相馬ヶ原演習場における米軍の演習と日本人による弾拾いの慣行に触れ、事件当日の状況を詳細に語った。そして初公判のとき弁護人、林逸郎から出された公訴棄却の訴えについて、合衆国がこれを執行しない場合、事件が公務か否かにかかわらず、日本が裁判権を行使することに疑義は生じないとして、その請求を退けた。

そうして、河内は犯罪事実で検察の主張をほぼ採用し、被害者を誘き

判決文を読む河内裁判官（○印）を見上げる
ジラード被告（×印）



（アサヒグラフ、昭和三二年一月一日、七頁）

寄せ発砲したジラードの行為は機関銃類を監視する任務とは無関係の「公務外」のこととした。

情状について、立ち入り禁止の禁をおかして演習中の場内に侵入し、利欲のために思い思いに行動する弾拾いたちに一端の責任があるとした。貸与されたグリネード・ランチャー付きのライフルに触れ、「…通常分隊長、副分隊長のみが所持し、兵卒の所持しない手りゅう弾発射装置が装着されたままであったことから、この武器が被告人をして稚気を起こさせ、本件を偶発した」とジラードの幼児性を強調したあと、日本人弾拾いたちと悪ふざけする一部の兵士たちの行動が節度を起こえたために事件は起きたと述べた。そして、「…一兵卒に過ぎない思慮の未熟な被告人のみに本件事件の全責任を負わせることは相当ではない」と、ジラードに一定の配慮を示した。被告人が弾拾いをとくに蔑視していたということはなく、また事件直後のジラードの狼狽ぶりから、被害者なかさんの身体を狙って発砲したという証拠はないとして、検察の主張の一部を退けた。検察は論告求刑でジラードは殺意をもたなかったにせよ、いたずらで被害者の身体の一部に命中させようとして射撃したと主張していた。そして河内は被告が前非を悔い再犯の恐れもないとして、ジラードに三年の懲役、四年の執行猶予の判決を言い渡した。^{四六}

現場の写真を見ていただきたい。ジラードが5の地点から6にいたなかさんに発砲したことになる。わたしは前出の検死医、芹沢憲一氏から発射された薬キョウとなかさんの死因について興味深い話を聞いた。ジラードの撃った薬キョウは直径、約一〇ミリの平らな底部を先端にしてなかさんの左背部から体内に入り、第七肋間を通過し心臓の上部から出る下状大動脈を破損させて、なかさんを出血死させた。芹沢氏は薬キョウの底部の直径とほぼ同じ幅の肋間を薬キョウが通り抜けたことを、

「あり得ないことだ」

と言った。尖った先端が通過したのではない。葉キョウの平らな底部がほんのわずかでも肋骨に触れていれば、

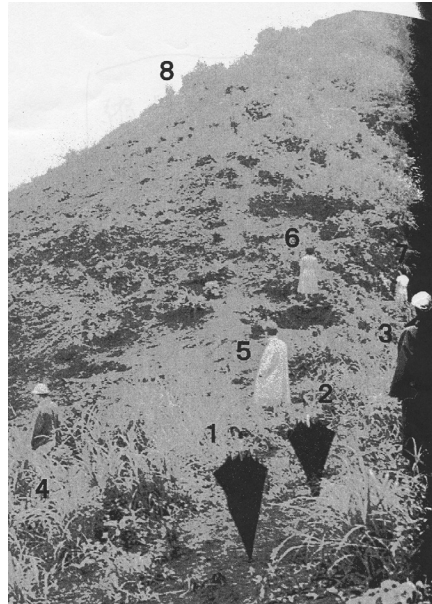
「葉キョウは傾き上下いずれかの肋骨に当たり、あのようにまっすぐ肋骨を通過することはなく、致命傷とならなかつたかも知れない」

と芹沢氏は言った。^{四七}

実は発射される葉キョウにつ

いては群馬県の地元紙、上毛新聞がその特性を物語る興味深い実験データを報じていた。射撃の正確さを測るのに、黒点を記した的に八メートルの距離から葉キョウを複数回、発射すると黒点を三ミリから九ミリ外れたという。つぎに葉キョウがどのような角度で的に当たるかを六回の試射で測定したところ、板の面に直角に当たったのが一回、四五度位が四回、真横が一回だった。因みに真横以外は厚さ一九ミリの板を貫通したという。^{四八}

坂井なかさんの背中に命中した葉キョウが肋骨を通り抜け、心臓周辺に至ることは葉キョウの形状と飛ぶ性質からして困難なことが分かる。しかも、現場写真の5から6には傾斜があるだけでなく、米軍の凄まじい砲撃演習の標的とされた物見塚の地表はアウトツがはげしそうだ。なかさんの背中に葉キョウは限りなく九〇度に近い角度で入射しなければならぬ。足場の悪い斜面を逃げるなかさんの身体は前後左右、上下に大きく揺れたに違



ジラード事件の現場

1. 同僚の兵士の位置
2. 機関銃座
3. ジラードの位置
4. 葉キョウをばらまいた位置
5. ジラードが発砲した位置
6. 坂井さんが撃たれた位置
7. 坂井さんが倒れた位置
8. 日本人の証人が目撃した位置

(写真：共同通信社)

いない。しかし、その一瞬、ジラードの撃った葉キョウとなかさんの身体は直角になったのである。

ジラードは射撃を得意とした。アメリカ陸軍では射撃の腕前で平均レベルの兵士をMarksmánと呼び、それよりも上のランクをSharpshooter、最上級者をExpertと表している。ジラードはライフル銃でシャープシューターを、ハンドガンでは二度エキスパートを記録していた。^{四九}そのジラードが不慣れなグリネード・ランチャー付きのライフルを使用したとはいえ、なかさんの頭上遠くを威嚇目的で撃ち、誤って射殺させてしまったという言い訳は通らない。

おそらく、ジラードはなかさんの周辺のすれすれか、もしくは検察の主張した身体の一部に当てるつもりで撃ったのではなかったか。自分たちが訓練する現場に、弾を拾いにやってくる日本人たちに、よしんば強い人種偏見をもたなかったにしろ蔑み疎んじる気持ちはあつたであろう。二十歳そこそこの、思慮を欠いた駐留米兵ジラードは抑えの利かない、いたずら心から、度を越した遊びに浸り、取り返しのつかない悪事を引き起こしたのである。

終審して執行猶予付きの判決について問われた小縄検事は、「検察の主張はほとんど全面的に通った。これは事実を事実として認められたというふうに考えている。ただ量刑については必ずしも満足とは言えないが……」と答える一方、控訴に関しては、「慎重に協議する」と言うにとどめた。上告しても重い量刑を期待できないとした検察は控訴を見合わせ、一二月三日に刑は確定された。^{五〇}一方、弁護人の林は、「…裁判が公正であるという点では、まったく満足すべきもので、全世界に知らしめることができた。これは米軍、在郷軍人代表など米国関係者も感心したので、裏付けられる」と、「イス、ネコ裁判」の汚名を返上できたとして満足した。^{五一}裁判官、河

内は前例のない裁判で苦勞したが責務を果たして肩の荷を下ろすことができた、こちらも満足の意を表した。^{五二}

ジラードにとって執行猶予は日本の地を離れてしまえば無罪も同然。檢察の控訴期限が過ぎるのを待ったジラードは新妻の末山ハルと共に一二月六日、横浜港から米船に乗って本国へ向け出航した。

ワシントンではダレス國務長官が、「ジラード事件に関する日本の裁判の判決は、非常に公正な裁決が行われたことを示すものと思う」と満足の意を表明した。^{五三}判決について、外国の報道陣は一樣に「公平」もしくは「寛大」と評価した。^{五四}

そうした感想の中で、朝日新聞が紙面を割いて取り上げたアメリカ人記者の寄稿文は「他者視点」による裁判の姿を語るものとして興味深い。

「無知な一人の米兵とその日本人の妻、貧しさから死に追い込まれた日本の農婦、これらをめぐるあわれな物語はついに終わった」

と、事件を総括したのはNANA通信のレイ・ホークという記者だった。ホークは日本の裁判の様子をつぎのようにまとめた。——アメリカ人は日本の裁判についてかなり心配したが、判決は寛大で公平だった。裁判がすすみ、ジラードがなにか明らかになると、アメリカでは事件への興味は薄れていった。裁判を担う検事や弁護士が陪審員にアピールするアメリカと裁判官にだけ主張する日本とは、公判の様子はずいぶん違った。アメリカの法廷は傍聴席も含めて騒がしいのに対して日本では静かだった。一般的に弁護側の雄弁が勝り、一方、檢察の問いかけには不明瞭なところがあった——。

河内裁判長についてはジラードへの気配りが印象的で、「これからまじめな人になるように」のことは掛けはまるで父親のようだった、という。一方で一部の日本人たちに対して河内は苛立ちを露わにした。

実は、河内の言動がアメリカ寄りだったとの批判は報道の端々で窺えた。被告人ジラードに対する丁寧さに比

被害者の次女坂井佳代子さん



(アサヒグラフ、昭和三二年
一月一日、七頁)

べ、日本人が、ときにあやふやな証言をすることに對しては威
圧的な態度でその非を咎めたといふ。^{五五}

肃々とすすめられる日本の裁判でレイ・ホークがもつとも印
象に残ったのは、事件の日、母である坂井なかさんと一緒に相
馬ヶ原に弾拾いに出ていた長男の坂井愛生の証言時のことだっ
た。

「…言葉を詰まらせたときその妹の佳代子が傍聴席から『わ
たしに言わせてください』と立ち上がったときだった。静止さ
れ座り直した彼女はハンカチを目に当てすすり泣いていた。い

っぱい言いたいことがあったんだろう。東京で裁縫の勉強を断念した。いちばん母思いだったのかも知れない」
アメリカの裁判に比べて常に厳粛で秩序正しい法廷にあつて、次女、佳代子のこの場面はもしかしたら、そこ
にいる人間の感情の発露があつた、唯一の瞬間だったのかも知れない。^{五六}

終審の日、佳代子は社会党の茜久保重光議員と共に法廷にいた。判決を聞いて退廷した佳代子はインタビュー
に答えて、

「執行猶予がついたことは無罪と同じです。これでは罪の償いはできないと思います。法廷では(シラードが)
真実を語つたとは思えません。死んだ母がまったく可哀そうです」

と不条理な審判への、やり場のない心境を語つた。父の秋吉はこの日、姿を見せなかつた。^{五七}

日本の新聞は執行猶予を蛇足とみて、米兵犯罪の抑止に妨げになりはしないかと疑問を呈したが、批判の材
料として積極的に扱わなかつた。むしろ日本の司法の良質な実体をこの裁判が海外に広く知らしめたとして、各

紙ともその意義を提唱したことは少々、違和感をもつ^{五八}。ただ当時の時代感覚を想像するに、日本の司法を「野蛮」としたアメリカにジラード裁判で一矢報いたという思いが紙面に表れたのではなかったか。

多くの日本人はジラードに懲役刑を望んだ。「遊び」という以外に言いようのない犯行動機で日本人が射殺された事件である。米兵犯罪に昔年の恨みを抱えてきた日本人一般の感情としては、加害者を日本の「豚箱」に放り込みたかった。また将来、必ずや起こるであろう米兵による犯罪で、日本人の命や人権を軽視する風潮がこの執行猶予付きの判決でさらに強まりはしないかと危ぶんだ。かりに被害と加害の相身互いとするならば、せめて三年ぐらいの実刑を科したかった。新聞の投書では、「判決には納得できない」、「驚くべき寛大な判決」、さらに「裁判さえもおもねる日本に正義はあるのか」の批判が見受けられた^{五九}。

そうした批判のなかで共産党機関紙「アカハタ」に、ある識者の弁が載った。在日一世の著名な文学者、金達寿は裁判長、河内が日本人弾拾いの証人たちの、ときに曖昧な物言いに對して厳しく叱責しておきながら被告人に對して寛容であったことを挙げ、

「アメリカに見せる裁判」

と形容して、その偽善性を突いた。

金は韓国で最近、起こったある米兵事件に言及する。道ゆく中学生に理由なく発砲し殺害した加害者が米軍の軍事裁判にかけられ、過失致死罪で重労働九ヶ月の判決を受けたという。金はそれさえも実行されるかどうか分らないとして、こう続けた。

「ジラードがどうした、韓国射殺犯がどうしたではなく、要はアメリカとの力関係でこの種の事件の解決はどうにもなってしまう。事程左様に裁判に関わる政治性をつきつけられると、ナルホド」と納得させられてしまふ。」

しかし……と言つてつぎのように危惧する。

「……そうしたこちら側の情性が怖いではないか」^{六〇}

もうひとつ、地元紙上毛新聞の一月二二日夕刊の囲み記事「ローカル線」の論評を紹介したい。論者は「ジラード事件再発防止」の見出しで、判決が傷害致死の平均とされる懲役三年の量刑よりも軽かったことについて、日米安保条約を押し付けられた日本では占領期がまだ継続しているかのようだと言つて嘆く。――懲役三年、執行猶予四年という判決は重いか軽いかと問うて、加害者かもしれないも自衛隊員だったらどんな判決を受けたらどうか。傷害致死の平均刑は懲役三年だそうだが、薬キョウをばらまいて誘き寄せたうえ発砲、致死させたのだから平均刑より重いのが当たりまえだ。それが執行猶予四年と、平均刑より軽い判決を言い渡されたのであるから、これは大アマである――と。

さらに米軍の存在に対して、

「外国の大軍が、日本に駐留しているかぎり、公平なるべき裁判さえ、日本国民のなつとくいきかねる判決を下さねばならないのである」

と、早期撤退を訴えた。

この論者の齒に衣着せぬ主張は判決について疑いをもつ識者たちの一部が言い淀んでいたことをずばつと言いつつ当てた。

「判決は初めからわかっていたのではないかと疑いたい。日本の裁判にかけるから罪は軽く、という黙約があったとしたら日本人は名をえて身を失つたことになる」

と、核心を突いて皮肉った。^{六一}

注

- 一 『上毛新聞』昭和三年一月一日、朝刊。
- 二 同右。
- 三 『毎日新聞』昭和三年一〇月三十一日、夕刊。
- 四 山本英政「ジラード事件追考③―裁判権をめぐって―」『マテシス・ウニウエルサリス』第一六卷第一号、二〇一四年一月二十九日、一三一―一四頁、密約については注二八に詳しく書いてあるので参照されたい。
- 五 『上毛新聞』昭和三年八月二三日、朝刊、『読売新聞』昭和三年八月二五日、朝刊、『毎日新聞』地方版／群馬、「追跡・話題ニュース」ジラード事件／四、「執念の捜査」、一九九四年一月二四日、朝刊。
- 六 『上毛新聞』昭和三年八月二三日、朝刊、『読売新聞』昭和三年八月二五日、朝刊。
- 七 『上毛新聞』昭和三年八月二六日、夕刊、『読売新聞』昭和三年八月二六日、朝刊。
- 八 AP, Aug. 26, 1957. 『上毛新聞』昭和三年八月二六日、朝刊。
- 九 『ジラード事件が教えるもの』『文藝春秋』一九五八年一月号、一六五頁、『読売新聞』昭和三年一月一九日、夕刊、AP, Aug. 27, 1957.
- 一〇 UP, Aug. 26, 1957. 『上毛新聞』昭和三年六月一四日、夕刊、河内裁判官は過去、六回にわたって法廷で検事、弁護士、証人などに対し叱りつけたり中傷したりの行き過ぎた行為があったという。『読売新聞』昭和三年一月一八日、朝刊を参照のこと。
- 一一 『毎日新聞』地方版／群馬、「追跡・話題ニュース」ジラード事件／三、「司法の壁」、一九九四年一月二三日、Daily Republican Times, July 20, 1957. ジラードの地元とされるイリノイ州オタワ市の地元紙に小縄ほか、裁判官や弁護士のプロフィールが記事となっている。
- 一二 『上毛新聞』昭和三年八月一九日、朝刊、八月二六日、朝刊、一月二七日、朝刊、『読売新聞』昭和三年八月二六日、夕刊。
- 一三 AP, July 26, 1957. 『上毛新聞』昭和三年八月二六日、夕刊、『毎日新聞』昭和三年八月二六日、夕刊、『朝日新聞』昭和三年八月二六日、夕刊。

三二年八月二十六日、夕刊、『読売新聞』昭和三二年八月二十六日、夕刊。

一四 『毎日新聞』昭和三二年八月二十六日、夕刊。AP, Aug. 26, 1957.

一五 『朝日新聞』昭和三二年八月二十六日、夕刊。AP, Aug. 26, 1957, American Legion Magazine, Vol.62 Aug. 1957, pp32-33, Vol.65 Nov. 1957, P34.

一六 『読売新聞』昭和三二年八月二十六日、夕刊、『朝日新聞』昭和三二年八月二十六日、夕刊。

一七 AP, Aug. 27, 1957.

一八 UP, Aug. 26, 1957.

一九 同右。

二〇 同右。

二一 同右。Aug. 27, 29, 1957.

二二 AP, Aug. 26, 1957, 『読売新聞』昭和三二年八月二十六日、夕刊。

二三 『上毛新聞』昭和三二年九月六日、夕刊。

二四 同右、九月二十五日、朝刊。

二五 前掲『シラード事件追考③』、二〇頁。

二六 山本英政『シラード事件追考②―米兵を立件する―』『マテシス・ウニウエルサリス』第一五巻第二号、二〇一四年三月三十一日、一一頁。

二七 原文は、*"If I said I saw (the incident), I would be letting him down, so I lied. Then I went to Camp Drew and received various advice from an investigator there. Then I decided to tell the truth. One other reason is that Girard told the investigator that Nickel was watching."*

<https://bulksresource.org/courts.gov/c/US/三五四/三五四US五二四.一一〇三.一一〇八.html>

二八 『上毛新聞』昭和三二年九月二〇日、朝刊。

二九 『読売新聞』昭和三二年九月二五日、朝刊。

三〇 同右。

三一 『朝日新聞』昭和三二年一〇月二〇日、朝刊。

三二 『読売新聞』昭和三二年九月二五日、夕刊、小野関はシラードが立ち位置で銃を深く抱え込んで八メートルほどの距離から撃

つたと証言した。ジラード二五メートル。

三三 『上毛新聞』昭和三年一月五日、夕刊。

三四 『日本外交文書』「在本邦駐留軍人刑事裁判事件関係 米軍人関係 相馬ヶ原事件」第二卷、九七頁。

三五 『読売新聞』昭和三年九月二十五日、夕刊。

三六 『朝日新聞』昭和三年一〇月五日、夕刊、小野関は二〇メートルぐらい逃げたところで撃たれる、と証言。さらに彼を撃つたときジラードは地面に尻をつけ、なかさんのときは銃を深く抱え込んだ立ち位置だったと。『読売新聞』昭和三年九月二十五日、夕刊。

三七 前掲「在本邦駐留軍人」第二卷、在米特命全東大使朝海浩一郎、外務大臣藤山愛一郎、昭和三年七月一二日、Appendix A中の、
『Discussion in the Criminal Jurisdiction Sub-committee of the Joint Committee、を参照せよ』。

三八 『上毛新聞』昭和三年八月二十七日、朝刊。

三九 同右、『読売新聞』昭和三年一〇月三日、夕刊、一〇月一九日、夕刊、『朝日新聞』昭和三年一〇月四日、夕刊。

四〇 複数資料を『毎日新聞』昭和三年一月三〇日、夕刊。毎日新聞には判決の全文が掲載されている。

四一 『毎日新聞』昭和三年、余録に？『上毛新聞』昭和三年一月二二日、夕刊。

四二 『読売新聞』昭和三年一月五日、夕刊。

四三 『同右』昭和三年一月一八日、朝刊、『毎日新聞』昭和三年一月二〇日、朝刊、「余録」には傷害致死罪は二年以上の有期刑で執行猶予が可能なのは三年の懲役刑まで。

四四 一九五七年三月二〇日、仙台地裁で米兵第一号の死刑判決が言い渡された。被告人はオービス・L・C・ブーン二三才と佐々木茂子二〇才であった。ブーンは第一騎兵師団第五騎兵連隊所属の二等兵で、前年四月、同僚との間で傷害事件を起こし帰国命令を受ける。ブーンはキャンプを脱走し、夜の女茂子と知り合い、逃避行する。茂子の実家近くに掘った小屋をたて生活するも金に困る。茂子が夜の町で米兵をおびき出しブーンが棍棒で殴りつけ現金をとるなどの強盗傷害を二件、そして日を置き同じ手口で起こした三件目の犯行で相手の米兵を殺害する。これらの犯罪で得た金を使い果たすと今度は茂子の同僚、村木紀久子二五才の住まいを二人で襲い紀久子の首をブーンは締め茂子もこれを幫助して殺害し金品五二点を奪い、紀久子の死を確実ならしめるために引き返し戸を施錠し放火する。九月三日のこと。五日後二人は逮捕され仙台地検に身柄は送られる。

日米間では裁判権について日米合同委員会の裁判権分科会がもたれたように合意する。裁判審理は米日の順で行い、刑の執行は日米の順序でやる。米軍事裁判では米兵に対する三件の事件を、日本の裁判は日本人被害者の村木紀久子の事件のみ審理

する。

さて、ブーンは一九五六年一二月に軍事裁判で終身刑となる。日本の公判で被告兩名は紀久子への殺意を否定。しかし検事側の追求でそれは崩され「人のなし得る最大の犯罪」と検事に言わしめた。そしてこの五回目の公判で検事は「両被告とも前非を悔いておりブーンは、米軍事裁判で終身刑を受けているからこのつり合上無期懲役を求刑する」とした。死刑の求刑を誰もが予期していたのであったが、弁護士は大いに慌てた。米兵への三件は強盗傷害と強盗傷害致死罪が適用されたが、紀久子殺害は計画的殺人がほぼ立証されていた。検察の論告に対しては「米軍に追隨」との非難に晒される。

そして三月二〇日の判決。傍聴席は満員。裁判長、山田瑞夫は残虐無道として二人に対して求刑より重い死刑を言い渡したのである。茂子は上告せずブーンは上告の末無期懲役となる。ブーンは死刑を宣告された米兵第一号であり、茂子は戦後死刑となつた日本人女囚第二号。詳しくは、『サンデー毎日』一九五七年四月七日号、三二一—三三頁、『週刊サンケイ』一九五七年四月七日号、八四—八五頁、『週刊朝日』一九五七年四月七日号、二二—二三頁。

四五 『読売新聞』昭和三年一月一九日、夕刊。

四六 『毎日新聞』昭和三年一月三〇日、夕刊、『読売新聞』昭和三年一月一日、朝刊。

四七 『インタビュ』二〇一三年五月一〇日、芹沢憲一。

四八 『上毛新聞』昭和三年八月二七日、朝刊。

四九 前掲「在本邦駐留軍人」第二卷、九二頁、AP, Aug. 27, 1957.

五〇 『毎日新聞』昭和三年一月一九日、夕刊。

五一 同右。

五二 同右。

五三 同右、『読売新聞』昭和三年一月一九日、夕刊、NANA通信特派員は、「寛大な判決だ。公平以上のものといつてもいい」。アメリカでは執行猶予は窃盗などの微罪に対してであり、青年男の傷害致死にはあり得ないと述べた。ロサンゼルス・タイムス紙特派員も「公平」で、「アメリカ国民もこの判決に納得するだろう」と感想を述べた。『朝日新聞』昭和三年一月一九日、夕刊。

五四 『朝日新聞』昭和三年一月一九日、夕刊。

五五 同右、昭和三年一月二〇日、朝刊。

五六 同右。

- 五七 『朝日新聞』 昭和三年一月二〇日、朝刊。
五八 同右、『毎日新聞』 昭和三年一月二〇日、朝刊、『読売新聞』 昭和三年一月二〇日、朝刊。各紙の社説や囲み記事を参照のこと。
- 五九 『毎日新聞』 昭和三年一月二〇日、朝刊、『朝日新聞』 昭和三年一月二八日、朝刊。
六〇 『アカハタ』 昭和三年一月二二日。
六一 『上毛新聞』 昭和三年一月二二日、夕刊。

Reinterpretation of ‘Girard Incident’, part 7

YAMAMOTO Hidemasa

Girard is now tried in Maebashi Municipal Court. Of witnesses, Victor Nickel was attracted a great deal of attention since he was at the scene when Girard shot Sakai Naka. This paper clarifies what eventually occurred on Naka’s death. Also it intends to show how Japanese respond to the judgment delivered on William S. Girard, whose crime was determined to be lessen by the secret promise concluded between Japan and the US.